



弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

URYU & ITOGA <https://uryuitoga.com>

東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂1丁目12番32号
アーク森ビル 36階

TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg. 36F 12-32, Akasaka 1-chome
Minato-ku, Tokyo 107-6036, JAPAN
TEL:03-5575-8400 FAX:03-5575-0800

GDPR における「個人データ」及び同意について

1. フランスでの Google 等に対する多額の制裁金
2. GDPR が保護する「個人データ」の範囲
3. GDPR における「同意」

弁護士 永井 万紀子

1. フランスでの Google 等に対する多額の制裁金

フランスの個人情報保護監督機関である「情報処理と自由に関する国家委員会 (CNIL)」は 2020 年 12 月 7 日付で、フランスのデータ保護法第 82 条違反に基づき GOOGLE LLC (以下「GOOGLE」) 及び GOOGLE IRELAND LIMITED¹ に対して合計 1 億ユーロ、AMAZON EUROPE CORE² に対して 3500 万ユーロの制裁金を課す旨を、同月 10 日に公表しました。

公表資料によると、両社は①ユーザーからの事前の同意を取得することなく、コンピューターに広告目的の Cookie を保存し、②当該 Cookie をコンピューター上に保存しないための方法について情報提供をしていなかったほか、GOOGLE については③Cookie を保存しないことをユーザーが求めている場合であっても、一部の広告目的 Cookie が保存されていたとのことです。

¹ CNIL の発表によると、GOOGLE IRELAND LIMITED はヨーロッパにおけるグーグルグループの本社とのことである。<https://www.cnil.fr/en/Cookies-financial-penalties-60-million-euros-against-company-google-llc-and-40-million-euros-google-ireland>

² CNIL の発表によると、同社は Amazon フランスを運営する会社とのことである。<https://www.cnil.fr/en/Cookies-financial-penalty-35-million-euros-imposed-company-amazon-europe-core>

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2021

フランスのデータ保護法第 82 条は、ユーザーによる事前の同意がある場合にのみ、電子デバイスへのアクセスを行うことができる旨を定めており、これは EU³における個人情報保護を定めた一般データ保護規則（以下「GDPR」という。）第 6 条第 1 項(a)（「データ主体が、一つ又は複数の特定の目的のための自己の個人データの取り扱いに関し、同意を与えた場合」に当該データの取扱いが適法になる）と軌を一にするものといえます。

また、CNIL は 2019 年 1 月に GOOGLE に対して GDPR 違反（具体的には、GOOGLE が①データ取扱いに関して、透明性のある情報提供を行う義務（GDPR 第 12 条）に反したこと、及び②（同社が利用者からの同意を有効に取得できていないことを前提に）法的根拠を欠く個人データの取扱いをしたこと（GDPR 第 6 条、第 4 条第(11)号、第 7 条））に基づく制裁金 5000 万ユーロ（約 62 億円）の支払いを命じています（GOOGLE は同命令を不服として争ったが、GOOGLE の主張は認められませんでした。）。

2020 年の事例はフランス国内法が適用されたものではありませんが、GDPR の観点からも問題視されうる点があるため、以下ではこれらの事例に関連して、GDPR における①「個人データ」の範囲、②同意、の 2 点について今一度確認することとします。

2. GDPR が保護する「個人データ」の範囲

GDPR における個人データとは、（当該情報に含まれる）一つ又は複数の要素を参照することによって、直接的又は間接的に、特定の個人⁴を識別することができる情報と整理することができます（GDPR 第 4 条第(1)号。下線は引用者による。）。なお、同号では、個人を識別する方法、すなわち個人データに含まれる情報として、氏名、識別番号、位置データのほか、オンライン識別子も例として挙げられています。

（オンライン識別子の一種である）Cookie は、それ自体では個人を識別するに足りる情報を有していないとしても、例えば当該 PC の所有者といった他の情報と組み合わせることによって（間接的に）個人を識別することができることから Cookie も個人データに含まれると考えられています⁵。

他方で、日本の個人情報保護法における「個人情報」とは、原則的に当該情報自体により（直接的に）特定の個人を識別できる情報に限られており⁶、GDPR における「個人データ」が示す範囲の方が広いといえます。

上記 2019 年の事例でいえば、アカウント作成時に入力する情報全てが個人データであったものであり、それら情報の多く（氏名、連絡先等）は日本法でも個人情報に該当すると思われます。しかし、2020 年の事例において問題視された Cookie は、GDPR 上は個人デー

³ 厳密には、EU にアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーを含めた欧州経済領域（EEA）に適用されますが、以下では便宜上 EU と表記します。

⁴ 以下、GDPR の条文の訳は、基本的には個人情報保護委員会が公表している日本語仮訳による。もっとも上記「個人」と訳した箇所原文は「natural person」であり、本来「自然人」と訳すべきです（日本語仮訳においても自然人との訳が当てられている。）が、日本法との比較の便宜上、「個人」と表記しました。以下、GDPR からの引用箇所につき同様です。

なお、個人データによって識別された個人（自然人）は「データ主体」と定義されています。

⁵ なお、GDPR とは別に、EU における Cookie 規制として e プライバシー規則が欧州理事会内で審議されています。同法が仮に成立し施行された場合には、GDPR 同様、EU 各国における国内法の制定を待たずして効力を有することとなりますが、新型コロナウイルスの流行に伴い、2020 年 6 月以降、審議が事実上停止しているとのことです。また、同法の内容はドラフト段階でも大幅な変遷を経ているという経緯もあり、本稿における詳細な紹介は省略しました。

⁶ 他の情報と容易に照合することによって個人を識別できる場合も含まれますが、ここでは割愛します。

タとして保護の対象になるのに対し、日本法では個人情報には当たらないとされる可能性が高いといえます。

3. GDPR における「同意」

日本の個人情報保護法においては、「同意」（個人情報保護法第 16 条 1 項等）の方式等につき定めは置かれておらず、ガイドライン⁷においても、「『本人の同意』とは、本人の個人情報、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう」とのみ定められているに留まります。

この点、GDPR では第 4 条第(11)号において、同意とは「自由に与えられ、特定され、事前に説明を受けた上での、不明瞭ではない、データ主体の意思の表示を意味し、それによって、データ主体が、その陳述又は明確な積極的行為により、自身に関連する個人データの取扱いの同意を表明するもの」とされています。また、同意取得の態様についての基準を示した GDPR 前文第(32)項の記載に照らせば、デフォルトで同意欄のボックスにチェックが入っている（同意しない場合にのみチェックを外す）といった仕様は、上記「明確な積極的行為」がないとして、GDPR 上同意を有効に取得していないとされる可能性が高いといえます。

その他、GDPR 第 7 条においては、a)（データを取扱う者が）データ主体による同意を証明できるようにすること（第 1 項）、b)他の事項とも関係する書面において同意を求める場合、同意の対象が「他の事項と明確に区別でき、理解しやすく容易にアクセスできる方法で、明確かつ平易な文言を用いて表示」されること（第 2 項）、c)データ主体による同意がいつでも撤回可能であることを、データ主体による同意の前に情報提供すること（第 3 項）なども求められており、相当厳格な定めといえるでしょう。

2019 年の事例においては、個人データの利用目的が複数の文書に分散して記載されており、また明確な記載もされていなかった（曖昧な記載に留まっていた）ことから、上記 GDPR 第 7 条 2 項の「他の事項と明確に区別でき、理解しやすく容易にアクセスできる方法」という同意取得の要件を満たしていなかったとされました。

加えて、当時の GOOGLE は、ユーザーから同意を取得するにあたって、「利用規約に同意する」との欄（デフォルトでチェックが入っていた）を用いており、GDPR 前文第(32)項のいう、「明確な積極的行為」の要件を満たしていないだけでなく、利用目的ごとに同意を取得していなかった点も問題視されました。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。
(E-mail: <https://uryuitoga.com/form>)

以上

⁷ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）2-12
https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/2009_guidelines_tsusoku/